

東京農工大学学則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>(授業料、入学料及び検定料の返付)</p> <p>第40条 納付した授業料、入学料及び検定料は、これを返付しない。ただし、次の各号の一に該当した場合には、納付した者の申出により、それぞれ当該各号に定める額を返付することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 本学学部入学に係る第2次の学力検査等又は推薦入学等の選抜において検定料を納付した者が、当該選抜が第1段階目の選抜(調査書、<u>大学入試センター試験</u>の結果、その他出願書類による選抜)及び第2段階目の選抜(学力検査等による選抜)の2段階に分けて行われ、第1段階目の選抜により不合格となった場合第2段階目の選抜に係る検定料相当額</p> <p>(6) 本学学部入学に係る第2次の学力検査又は推薦入学の選抜において検定料を納付した者が、本学が指定した<u>大学入試センター試験</u>受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合その後の選抜に係る検定料相当額</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(授業料、入学料及び検定料の返付)</p> <p>第40条 納付した授業料、入学料及び検定料は、これを返付しない。ただし、次の各号の一に該当した場合には、納付した者の申出により、それぞれ当該各号に定める額を返付することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 本学学部入学に係る第2次の学力検査等又は推薦入学等の選抜において検定料を納付した者が、当該選抜が第1段階目の選抜(調査書、<u>大学入学共通テスト</u>の結果、その他出願書類による選抜)及び第2段階目の選抜(学力検査等による選抜)の2段階に分けて行われ、第1段階目の選抜により不合格となった場合第2段階目の選抜に係る検定料相当額</p> <p>(6) 本学学部入学に係る第2次の学力検査又は推薦入学の選抜において検定料を納付した者が、本学が指定した<u>大学入学共通テスト</u>受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合その後の選抜に係る検定料相当額</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>	

附 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。